

公益財団法人日本卓球協会

維持会員規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第42条で定める維持会員について定める。

第2条（構成）

維持会員は、特別会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 特別会員は、本協会の公認用具指定業者とする。
- 3 賛助会員は、加盟団体の推薦を得て、理事会の承認を得た者とする。
- 4 賛助会員は、会賓と参与に区別され、以下の者とする。
 - （会 賓） 加盟団体の会長
 - （参 与） 本協会の運営に貢献した者で、加盟団体からの推薦を得た者

第3条（会費）

特別会員は別に定める特別会費、また賛助会員は以下に定める賛助会費を、毎年3月末日までに納入しなければならない。

【賛助会費】

- （会 賓） 金30,000円
- （参 与） 金10,000円

- 2 一旦、納入された会費は、原則、返金しない。

第4条（会員の権利）

維持会員は、本協会の主催する各種大会の招待を受けることができる。

第5条（資格の喪失）

維持会員は、会費を納入しないとき、または会員として不適当な事情が生じたときは、その資格を失う。ただし、資格を失ったとしても、未納分の会費の支払いは免れない。

第6条（法人会計）

会費の50%以下を法人会計に充てるものとする。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2019年9月7日一部改訂、2019年9月8日より施行する。